



福岡医発第 2597 号 (地)

令和4年 12 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 34)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より添付資料 1 のとおり疑義解釈が発出されましたのでご連絡申し上げます。

濾紙ディスク法による味覚定量検査として薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえた対応については、添付資料 2 のとおり厚生労働省関係部署より事務連絡が発出されており、三和化学研究所の「テストディスク」については、「味覚定量検査 (濾紙ディスク法)」に使用される唯一の承認品となっておりましたが、本品が供給停止となることを踏まえ、時限的、特例的な対応として、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調整法に基づき調整した味質液を用いた場合においても診療報酬上の算定及び労災認定が可能となる取扱いとなっております。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和4年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy_copy_2.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 疑義解釈資料の送付について (その 34)

(令和4年 12 月 9 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

2. 濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について

(令和4年 12 月 8 日 事務連絡 厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課
労働基準局補償課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1781 号（保険）
令和 4 年 12 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
細 川 秀 一
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 34）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご案内申し上げているところであります。

今般、濾紙ディスク法による味覚定量検査として薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえた対応について厚生労働省関係部署より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

三和化学研究所の「テーストディスク」については、「味覚定量検査（濾紙ディスク法）」に使用される唯一の承認品となっておりましたが、本品が供給停止となることを踏まえ、時限的、特例的な対応として、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調整法に基づき調整した味質液を用いた場合においても診療報酬上の算定及び労災認定が可能となる取扱いとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 疑義解釈資料の送付について（その 34）
(令 4.12.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について
(令 4.12.8 事務連絡 厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課
労働基準局補償課)

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 9 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 34）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【濾紙ディスク法による味覚定量検査】

問1 区分番号「D 2 5 4 電気味覚検査」について、「(2) 濾紙ディスク法による味覚定量検査は、電気味覚検査により算定する。」こととされているが、薬事承認されている味覚検査用試薬を用いる場合に加えて、「濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について」(令和4年12月8日医政局医薬産業振興・医療情報企画課、労働基準局補償課事務連絡)に示される「濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法」に基づき調製した味質液を用いた場合も算定できるか。

(答) 算定可。ただし、濾紙ディスク法による味覚定量検査に用いるものとして薬事承認を得た味覚検査用試薬が安定的に供給されるまでの時限的・特例的な取扱いとする。

事務連絡
令和4年12月8日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省労働基準局補償課

濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

濾紙ディスク法による味覚定量検査については、薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえ、今般、同検査を実施する際の味質液の標準的な調製法等について、関係学会が別添のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、本件について御了知いただくとともに、管内の医療機関に周知いただきますようお願いいたします。なお、濾紙ディスク法による味覚定量検査を本調製法等に基づき行う場合の診療報酬上の取り扱いについては、保険局医療課から発出予定の「疑義解釈資料の送付について」を御参照ください。

また、労災保険制度における味覚脱失等の障害認定に際して行う検査方法である濾紙ディスク法における最高濃度液による検査には、薬事承認済みの味覚検査用試薬を用いた場合に加えて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調製法に基づき調製した味質液を用いた場合も含まれますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

以上

濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法

(一社) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

調剤として下限量の 30ml 作製（50 回相当）の調剤法を示す。

テーストディスク®は 1 容器 5ml であるため、調剤後所定の容器に 5ml ずつ分注する。

1 容器の実施回数の目安は 10 回（6 領域：両側鼓索神経領域、舌咽神経領域、大錐体神経実施として）である。

【調製に必要な原料】

		製造元	製品名
味質原料	甘味液	富士フィルム和光純薬	スクロース 試薬特級 (サッカロース)
	塩味液		塩化ナトリウム 試薬特級
	酸味液		L(+)-酒石酸 試薬特級
	苦味液		キニーネ塩酸塩二水和物 和光一級（塩酸キニーネ）
その他の原料	味質液調製用水	大塚製薬	大塚蒸留水 日本薬局方注射用水
	添加物 (苦味 Q-5 液に必要)	富士フィルム和光純薬	塩酸 試薬特級

【その他材料】

○孔径 0.2 μ m の親水性メンブランフィルター（ザルトリウス社・Minisart 0.2 μ m フィルター 商品番号 S6534 など）

【味質秤量一覧】

味質	液 No.	秤量規定量 (30mL 作製分)
甘味	S-5	24 g
	S-4	6 g
	S-3	3 g
	S-2	750 mg
	S-1	90 mg
塩味	N-5	6 g
	N-4	3 g
	N-3	1.5 g
	N-2	375 mg
	N-1	90 mg
酸味	T-5	2.4 g
	T-4	1.2 g
	T-3	600 mg
	T-2	3mL→30mL※
	T-1	3mL→30mL※
苦味	Q-5	1.2 g
	Q-4	3.75mL→30mL※
	Q-3	6mL→30mL ※
	Q-2	6mL→30mL ※
	Q-1	1.5mL→30mL ※

※ 酸味：T-2 液は T-3 液を希釈して作製、T-1 液は T-2 液を希釈して作製。
 苦味：Q-1 液、Q-2 液、Q-3 液、Q-4 液はそれぞれ前の段階の溶液を希釈して、
 作製するため、原料の秤量はない。

【甘味液】

[S-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、「90℃程度」に加温し、これにスクロース「24g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液を「25℃程度」に冷却後、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※90℃の温度は目安である。これより低い温度でも溶解する。充分に加温して、少しずつ原料を加えていくと溶解は早い。

※濃度が高く、液は粘性を持つ。温かい温度の方がろ過しやすい。25℃温度は目安で、温かい温度ほどろ過しやすくなる。

[S-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※甘味液で、ここからは加温は不要である。また、ろ過も容易である。

[S-3 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[S-2 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「750 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[S-1 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

【塩味液】

[N-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-3 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「1.5 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-2 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「375 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-1 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

【酸味液】

[T-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「2.4 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-3 液]

50mL ビーカーに注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「600 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-2 液]

酸味液「T-3」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[T-1 液]

酸味液「T-2」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

【苦味液】

[Q-5 液]

50mL ビーカーに注射用水「13mL」を入れ、「30℃程度」に加温した後、キニーネ塩酸塩水和物「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。

溶解液を「25℃程度」にした後、塩酸「36 μ L」を加え、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※それぞれ温度は目安である。

原料は少しずつ（少し加え溶解したことを確認して少しずつ）加えること。

塩酸 36 μ L は、200 μ L 用ピペットを用いて秤量、投入する。

[Q-4 液]

苦味液「Q-5」溶液「3.75 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-3 液]

苦味液「Q-4」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-2 液]

苦味液「Q-3」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-1 液]

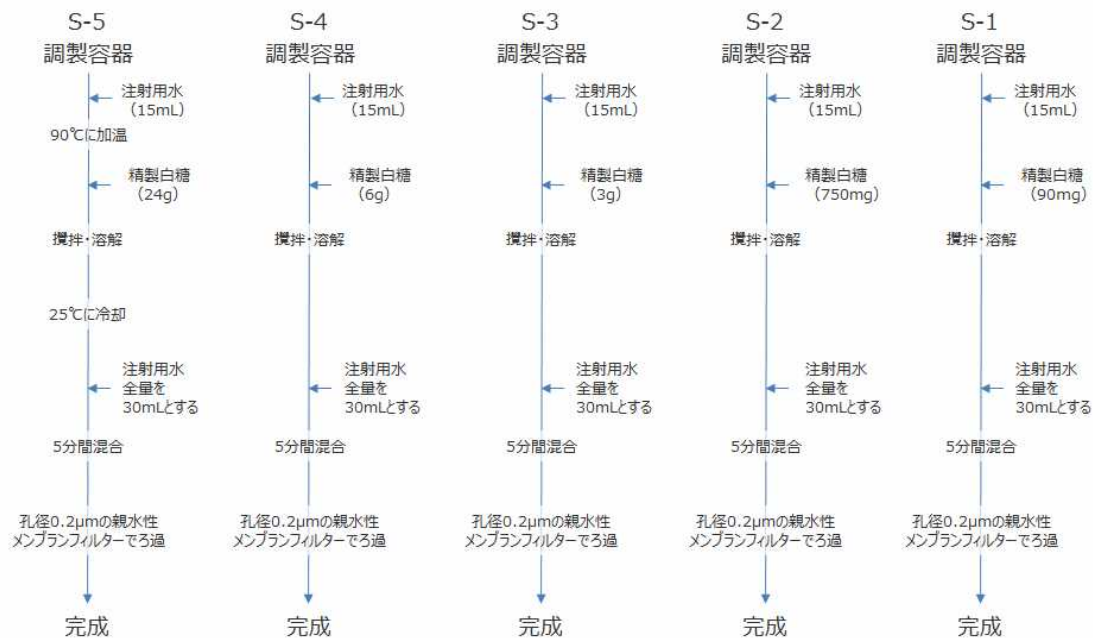
苦味液「Q-2」溶液「1.5 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

(別紙2)

各味質液調製フロー

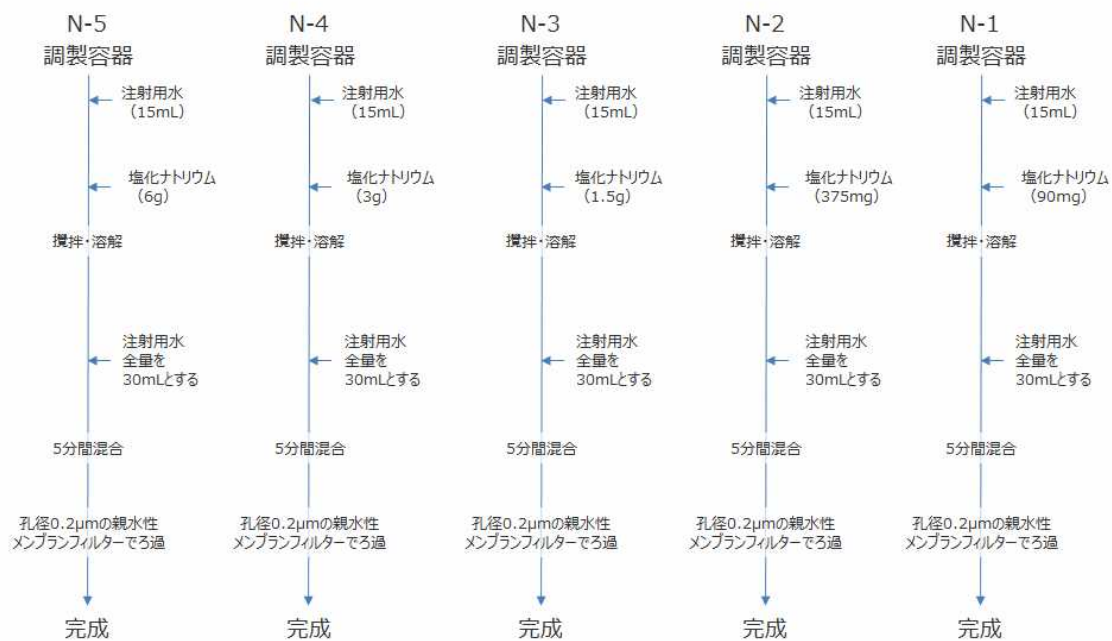
[甘味液]

甘味液調製方法



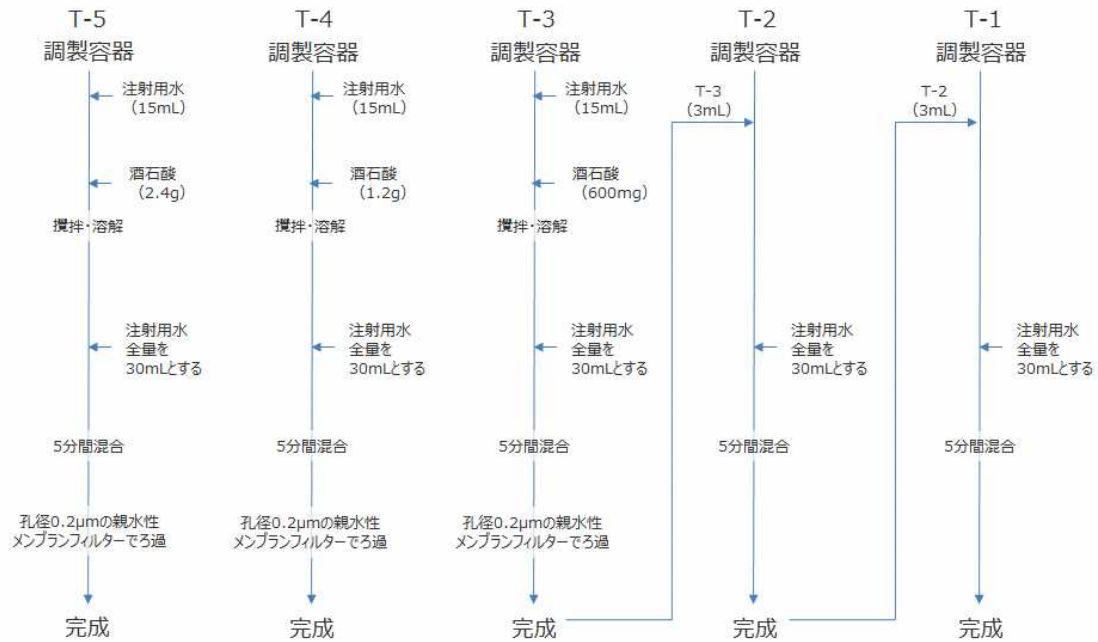
[塩味液]

塩味液調製方法



[酸味液]

酸味液調製方法



[苦味液]

苦味液調製方法

